

病気やケガを保障する「医療保険 EVER Prime」は 新型コロナウイルス感染症も保障の対象です



医療保険

EVER

Prime

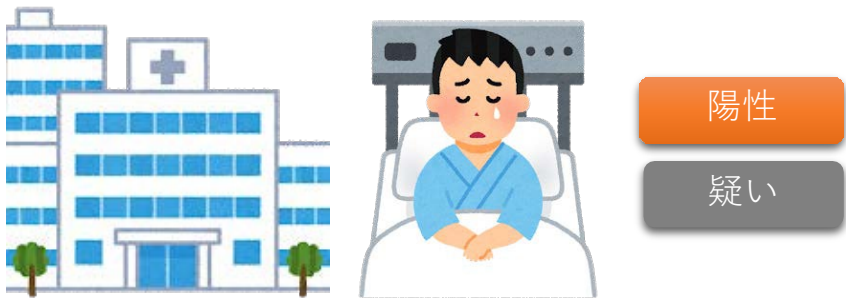
医療保険 EVER Prime 給付金の取扱い

●入院給付金

新型コロナウイルス感染症は、入院給付金の支払対象となる「疾病」に該当します。
検査により陽性と判定されたか否かに関わらず、医師の指示により入院している場合は、入院給付金の支払対象になります。

<支払対象となるケース（例）>

新型コロナウイルス感染症の治療、
または新型コロナウイルス感染症のまん延防止を
目的として医療機関に入院している場合



検査により陽性と判定されたか否かに関わらず、
医師の指示により医療機関に入院している場合は
支払対象になります。

新型コロナウイルス感染症と診断され、
臨時施設、宿泊施設及び自宅等にて
医師等の管理下で療養している場合



医療機関の事情により入院できずに臨時施設や自宅、
宿泊施設等にて療養している場合は、
医師等の証明内容に基づき、支払対象になります。

●通院給付金

入院に伴い、通院保障期間内に通院された場合は、通院給付金の支払対象になります。
医療保険 EVER Primeは入院前の検査のための通院も支払対象になります。

※<通院特約>で保障されます

<支払対象となるケース（例）>

新型コロナウイルス感染症による入院の前に、
感染が疑われる症状で医療機関を受診していた場合

感染が疑われる症状で通院 検査の結果、陽性と判明し入院



入院の原因となった疾病の治療を目的として
医療機関に通院した場合は、支払対象になります。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、自宅等で
医師による電話診療、またはオンライン診療を受けた場合



新型コロナウイルスの感染を防止するために、
医療機関への通院に代えて、電話診療やオンライン診療を
受けた場合も支払対象になります。

※通院日、診療日が通院保障期間内であることなど、他の支払事由を満たしていることが前提です。

新型コロナウイルス感染症以外の傷病について

新型コロナウイルス感染症以外の傷病において、医療機関の事情により、入院が必要にも
かかわらず、臨時施設で医師の治療を受けた場合や、当初の退院予定日より前に
退院せざるを得なくなり、臨時施設に移って医師の治療を受けた場合も、医師等が証明した
期間について入院給付金の支払対象としています。



「医療保険 EVER Prime」の商品の詳細については「契約概要」「ご契約しおり・約款」などをご確認ください。

付帯サービスについて

新型コロナウイルス感染症に関する付帯サービスの取扱いは次のとおりです。

①24時間健康電話相談サービス

提供元：(株)ウェルネス医療情報センター

対象者

アフラックご契約者さまと
そのご家族



受付時間

0120-588-033
※携帯電話の場合03-5685-2975
24時間365日受付



サービス内容

看護師などの医療専門スタッフ（医師を除く）が、24時間365日お電話でお応えします。
新型コロナウイルス感染症に関する相談や予防方法など、厚生労働省および国立感染症研究所で公開されている情報の範囲内でご相談をお受けします。
また、感染が疑われる場合や濃厚接触者の場合は、各自治体の保健所や窓口をご案内します。

②オンライン医療相談サービス*

提供元：(株)メディカルノート

オンラインで
医療従事者に医療相談

新型コロナウイルス感染症に関するご相談もできます



オンライン 医療相談 サービス

病気や身体についての疑問やお悩みに
プロの医療チームがオンラインでお応えします！

- 専門医を中心とした医療従事者をご質問に回答します。
- 納得のいくまで、何回でも追加質問できます。
- ご契約者さまのご家族のことも相談できます。

月10回まで無料で利用できます。同じ質問に対しては何度でも追加質問ができます。

* ご契約者様専用サイト「アフラックよりそうネット」に登録するとご利用いただけます

請求手続きについて（給付金デジタル請求サービス）

医療保険及び医療特約の入院給付金・通院給付金等のご請求手続きをインターネット上で完結できるサービスです。お手続きがペーパーレス化され、請求書類の郵送によるお取り寄せや返送が不要なため、よりスピーディーに給付金をお受取りいただけます。



お問合せ、お申し込みは
〈募集代理店〉

〈引受保険会社〉